

栄養機能食品における 栄養成分の機能の文言について

2025（令和7）年10月
消費者庁食品表示課

#

栄養機能食品の機能の文言についてのこれまでの検討状況

- 栄養機能食品の機能の文言は、制度の創設時（平成13年）に、「第六次改定日本人の栄養所要量 -食事摂取基準-」等に基づき設定。
- 令和元年度調査事業報告書※において、以下の指摘あり。
 - 栄養機能食品の栄養成分の機能の表示内容は、「食事摂取基準」（2020年版）の前身の「栄養所要量」（2000年版）等の考え方に基づき設定されており、食事摂取基準に記載された機能のエビデンスとかい離が生じている。
 - 策定から約20年経過しており、各栄養成分についてのエビデンスが蓄積されてきたため、最新の科学的根拠を踏まえた表示内容への見直しが求められる。

※「令和元年度栄養素等表示基準値の改定に関する調査事業報告書」（令和2年4月 消費者庁）

- 消費者庁において、
 - 令和3年度 「栄養成分の機能表示等に関する調査・検討事業」
 - 令和5年度 「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査事業」

を実施し、栄養機能食品の栄養成分の機能の文言に関する見直し方針を整理するとともに、見直し原案を作成。

令和3年度 栄養成分の機能表示等に関する調査・検討事業

事業の概要

目的

栄養成分の機能表示の見直しに係る検討に資するため、栄養機能食品における栄養成分の役割を表す機能表示の文言の見直し方針を整理すること。

検討課題

栄養機能食品の栄養成分の機能の表示内容は、「食事摂取基準」（2020年版）の前身の「栄養所要量」（2000年版）等の考え方に基づき設定されており、食事摂取基準に記載された機能のエビデンスとかい離が生じていることから、最新の科学的根拠を踏まえた表示内容への見直しが必要。

検討結果

（整理した事項）

- 原著論文等に基づく見直し方針
 - 日本人の食事摂取基準に基づく見直し方針
 - 原著論文等及び日本人の食事摂取基準に基づく見直し方針に基づき、ビタミンC及びEの表示の整理
 - 栄養成分の機能表示の文末表現の整理
-
- 栄養機能食品における栄養成分の役割を表す機能表示の文言は、消費者及び食品関連事業者が容易に理解でき、かつ、短い栄養成分の機能表示を設定すべき。
 - 単純で短く機能を切り出したような表現は、多様な解釈ができることによって誤解が生じる懸念もあるため、消費者及び食品関連事業者が正しく理解できるような普及啓発等を伴うべき。

留意事項

検討委員会 委員一覧

氏名（五十音順・敬称略）	所属（令和4年3月時点）
阿久澤 圭子	東京都福祉保健局 健康安全部 食品監視課
石見 佳子	東京農業大学 農生命科学研究 所 教授
小林 紀久子	日本生活協同組合連合会 組織 推進本部 社会・地域活動推進 部 部長
○佐々木 敏	東京大学大学院医学系研究科 教授
千葉 剛	国立研究開発法人医薬基盤・健 康・栄養研究所 国立健康・栄養 研究所 食品保健機能研究部 部長

○：検討リーダー

食品表示の専門家一覧

氏名（五十音順・敬称略）	所属（令和4年3月時点）
松永 和紀	科学ジャーナリスト
森田 満樹	消費生活コンサルタント

原著論文等に基づく見直し方針

- 日本人の食事摂取基準（2020年版）に記載されている機能以外の表現について、新たな機能の科学的根拠（原著論文）※が確認できる場合又はEU等の諸外国で認められている機能表示の表現がある場合は見直しの対象となり得る。
- 対象となり得る表現の選定にあっては、
 - ① 当該機能が、栄養機能食品の1日当たりの摂取目安量の下限值及び上限値の範囲内の摂取量により認められていること。
 - ② 反証となる原著論文等が存在しないこと。
 - ③ 当該栄養成分と比較して、他の栄養成分の欠乏や生活習慣などが、当該栄養成分の欠乏による症状の回避に対して明らかに寄与することがないこと。

上記3点を全て確認できるものについて、新たな栄養成分の機能表示として追加を検討する。

※科学的根拠（原著論文）とは、単に1つの調査による観察研究や介入試験によって示されたものではなく、PRISMA声明に準拠したシステマティック・レビュー等が想定される。

日本人の食事摂取基準に基づく見直し方針

- 栄養機能食品制度の創設時の基本的な考え方である「国の栄養目標及び健康政策に合致したものであること。」に基づき、日本人の食事摂取基準（2020年版）に記載されている機能の表現については、見直しの対象となり得る。
- 日本人の食事摂取基準（2020年版）に記載されている機能の表現であっても、動物を対象とした研究であるもの、疾病の予防であるもの（生活習慣病の発症予防を含む）については、栄養成分の機能表示の対象外とする。
- ある栄養成分の欠乏による症状を回避するものについて、単に当該栄養成分の欠乏による症状を回避することを機能として表示した場合に、当該栄養成分と比較して、他の栄養成分の欠乏や生活習慣などが、表示した症状の回避に対して明らかに寄与することがあり、消費者及び食品関連事業者の双方に誤認を与える可能性があるものについては、栄養成分の機能表示の対象外とする。
- 栄養成分の機能表示にあっては、日本人の食事摂取基準（2020年版）に記載されている機能の表現を基本としつつ、その機能の表現の範囲において消費者及び食品関連事業者が容易に理解できる表現となるよう留意すること。

栄養成分の機能表示の文末表現の整理

- 現行の文末表現については、「～を助ける栄養素です。」や「～に必要な栄養素です。」等、栄養成分ごとに複数の文末表現が存在している。この考え方について、以下の①②の整理とする。
 - ① 当該栄養成分が補酵素等の役割を果たすことで代謝経路等に影響する場合は、「～を助ける栄養素のひとつです。」とする。

なお、具体的な機能等が、消費者及び食品関連事業者の双方にとって理解しにくい表現である場合は、「～の健康維持を助ける栄養素のひとつです。」とする。
 - ② 当該栄養成分が組織や器官の主な構成要素である場合（代謝経路等に主な構成要素である場合を除く）は、「～を作るのに必要な栄養素のひとつです。」とする。
- 栄養成分の持つ機能については、当該栄養成分のみを補給・補完しても機能を発揮できないものがあることや、同じような機能を持つ栄養成分が複数存在することに留意が必要である。そのため、消費者及び食品関連事業者に当該機能を持つ栄養成分のひとつである旨を分かりやすく伝えるため、現行の「栄養素です。」を「栄養素のひとつです。」に改める。

事業の概要

目的

令和3年度調査事業の見直し方針及び日本人の食事摂取基準（2020年版）を踏まえた栄養機能食品における栄養成分の機能表示の文言の見直し原案を作成。さらに、見直し原案について、消費者の認識等に関する調査を実施し、その結果を取りまとめる。

検討課題

栄養機能食品の栄養成分の機能の表示内容は、「食事摂取基準」（2020年版）の前身の「栄養所要量」（2000年版）等の考え方に基づき設定されており、食事摂取基準に記載された機能のエビデンスとかい離が生じていること。

栄養機能食品における栄養成分の役割を表す機能表示の文言は、消費者及び食品関連事業者が容易に理解でき、かつ、短い栄養成分の機能表示とすること。

検討結果

令和3年度調査事業の見直し方針のうち、「日本人の食事摂取基準に基づく見直し方針」を踏まえ、日本人の食事摂取基準（2020年版）を参照し、栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直し原案を整理。

消費者の認識等に関する調査を実施。

留意事項

消費者の認識等に関する調査結果及び最新の日本人の食事摂取基準の内容を確認した上で、食品表示基準の改正の要否を検討する必要がある。

栄養成分の機能表示の見直しに係る類型 1/2

栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直し原案の作成に当たっては、令和3年度調査事業の見直し方針のうち、日本人の食事摂取基準に基づく見直し方針を踏まえ、(1)～(3)の類型に整理した。

作成した見直し原案について、令和5年度に消費者の認識等に関するアンケート調査を実施した。

(1) 現行の栄養成分の機能表示の文言の根拠となり得る記載が、日本人の食事摂取基準（2020年版）にあるもの

ア 日本人の食事摂取基準（2020年版）の記載内容が①栄養成分の欠乏による症状を回避するもの又は②疾病の予防であるもの（生活習慣病の発症予防を含む）以外のものは、現行の栄養成分の機能表示の文言から見直し原案を作成することとした。

イ 原則、日本人の食事摂取基準（2020年版）の記載内容が①栄養成分の欠乏による症状を回避するもの又は②疾病の予防であるもの（生活習慣病の発症予防を含む）は、現行の栄養成分の機能表示の文言を削除することとした。ただし、疾患名や疾病リスク低減等の表現を含まないことを確認できるものは、現行の栄養成分の機能表示の文言から見直し原案を作成することとした。

(2) 現行の栄養成分の機能表示の文言にはないが、日本人の食事摂取基準（2020年版）に根拠となり得る記載があるもの

ア 日本人の食事摂取基準（2020年版）の記載内容が①栄養成分の欠乏による症状を回避するもの又は②疾病の予防であるもの（生活習慣病の発症予防を含む）以外のものは、新規の栄養成分の機能表示の文言の原案を作成することとした。

イ 日本人の食事摂取基準（2020年版）の記載内容が①栄養成分の欠乏による症状を回避するもの又は②疾病の予防であるもの（生活習慣病の発症予防を含む）の可能性のあるものは、栄養成分の機能表示の対象外である。

(3) 現行の栄養成分の機能表示の文言の根拠となり得る記載が、日本人の食事摂取基準（2020年版）にないもの

原則、現行の栄養成分の機能表示の文言を削除することとした。ただし、参考文献等において、根拠となり得る記載が複数確認できるものは、現行の栄養成分の機能表示の文言から見直し原案を作成することとした。

● 栄養成分の機能表示の文末表現の再整理

現行の栄養成分の機能表示の文末表現については、「～を助ける栄養素です。」や「～に必要な栄養素です。」等、複数の文末表現が存在している。

「栄養成分の機能表示等に関する調査・検討事業」の栄養成分表示の見直し方針のうち、栄養成分の機能表示の文末表現の整理に基づき、文末表現を統一し、消費者及び食品関連事者に当該機能を持つ栄養成分のひとつである旨を分かりやすく伝えるため、現行の「栄養素です。」を「栄養素のひとつです。」と改めた。

ただし、栄養機能食品に該当する栄養素のうち、ある機能を有する栄養成分がひとつのみである場合に限り、文末表現を「栄養素です。」と整理することとした。

※日本人の食事摂取基準の記載における2020年版と2025年版の相違の有無については、事務局において確認している。

- 栄養成分の機能の文言について、消費者の認識等に関する調査の結果を踏まえ、見直し原案の採用の可否を検討。
 - 見直し原案を採用するもの
 - 見直し原案の修正を検討するもの
 - 見直し原案の修正
- 栄養成分の機能の文言における文末表現についての検討。
 - 栄養成分によっては、現行の「栄養素です。」を「栄養素のひとつです。」と改める。

本日の主な論点

- 栄養成分の機能の文言について、消費者の認識等に関する調査の結果を踏まえ、見直し原案の採用の可否を検討。
 - 見直し原案を採用するもの
 - 見直し原案の修正を検討するもの
 - 見直し原案の修正
- 栄養成分の機能の文言における文末表現についての検討。
 - 栄養成分によっては、現行の「栄養素です。」を「栄養素のひとつです。」と改める。

消費者の認識等に関する調査の結果を踏まえた検討方針

消費者の認識等に関する調査の結果を踏まえ、栄養機能食品における栄養成分の機能の文言の見直し原案について、次の①②の方針で検討してはどうか。

① 見直し原案を採用するもの

- 現行の文言と見直し原案において、「分かりやすい」と回答した者の割合が近似している場合、最新の日本人の食事摂取基準の内容を踏まえて検討した見直し原案を採用してはどうか。

② 見直し原案の修正の要否を検討するもの

- 「分かりやすい」と回答した者の割合が低い見直し原案については、栄養成分の機能の文言の修正を検討してはどうか。
- “「分かりやすい」と回答した者の割合が低い” と判断する基準は、60%未満としてはどうか。
- 修正を検討する際は、令和3年度検討・調査事業の留意事項「栄養機能食品における栄養成分の役割を表す機能表示の文言は、消費者及び食品関連事業者が容易に理解でき、かつ、短い栄養成分の機能表示を設定すべき。」の観点を重視する。

令和5年度 消費者の認識等に関する調査概要

【調査方法】インターネットによるアンケート調査

【アンケート回収期間】令和5年7月18日～同年7月23日

【対象者】全国の満18歳以上69歳以下の男女を均等割付けで、10,000サンプル回収。

	人数	左記のうち医学・栄養学の専門知識に関する資格ありの人数（％）
全体	10,000人	704人（7.0％）
男性	5,000人	271人（5.4％）
女性	5,000人	433人（8.7％）
18～29歳	2,000人	180人（9.0％）
30～39歳	2,000人	183人（9.2％）
40～49歳	2,000人	143人（7.2％）
50～59歳	2,000人	104人（5.2％）
60～69歳	2,000人	94人（4.7％）

【調査内容】

- ・ 属性（対象者の年齢、性別、居住地、医学や栄養学の専門知識に関する資格保有有無など）
- ・ 食品表示制度等の理解・活用状況（食生活、栄養表示、栄養機能食品の理解・活用状況）
- ・ 栄養成分の機能表示の認識（それぞれの説明文が分かりやすいと思うか）

見直し原案について、「分かりやすい」と回答した者の割合

栄養成分の機能表示の文言	分かりやすいと回答した者の割合（％）※	対象となる成分
骨や歯を作るのに必要な栄養素	84.2	カルシウム
骨を作るのを助ける栄養素	83.3	ビタミンD、ビタミンK
骨や歯を作るのを助ける栄養素	82.9	マグネシウム
血圧を正常に保つのを助ける栄養素	78.9	カリウム
エネルギーを作るのを助ける栄養素	72.2	銅、マグネシウム、ナイアシン、パントテン酸、ビタミンB ₁ 、ビタミンB ₂
赤血球を作るのを助ける栄養素	69.6	銅、ビタミンB ₁₂ 、葉酸
血液循環を正常に保つのを助ける栄養素	68.3	マグネシウム
たんぱく質からエネルギーを作るのを助ける栄養素	67.0	ビタミンB ₆
胎児の正常な発育を助ける栄養素	66.8	葉酸
味覚を正常に保つのを助ける栄養素	63.5	亜鉛
皮膚や粘膜、骨、血管のコラーゲン合成を助ける栄養素	63.2	ビタミンC
暗所での視力を正常に保つのを助ける栄養素	61.5	ビタミンA
腸管での鉄の吸収を助ける栄養素	58.8	ビタミンC
血液凝固を正常に保つのを助ける栄養素	55.6	ビタミンK
腸管でのカルシウムやリンの吸収を助ける栄養素	50.3	ビタミンD
たんぱく質や核酸の代謝を助ける栄養素	49.3	亜鉛
抗酸化作用により、細胞を酸化障害から保護するのを助ける栄養素	38.8	ビタミンC、ビタミンE

※ 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」（消費者庁）において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問いに対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

血圧に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
血圧を正常に保つのを助ける栄養素	78.9	カリウム	対応方針①

(参考)

栄養成分の機能表示の文言（現行）	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分
正常な血圧を保つのに必要な栄養素	78.8	カリウム

※ 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」（消費者庁）において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

赤血球に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※1	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
赤血球を作るのを助ける栄養素	69.6	銅、ビタミンB ₁₂ 、葉酸	対応方針①
赤血球を作るのに必要な栄養素	68.6	鉄※2	対応方針①

(参考)

栄養成分の機能表示の文言（現行）	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※1	対象となる成分
赤血球の形成を助ける栄養素	64.8	銅、ビタミンB ₁₂ 、葉酸

※1 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」（消費者庁）において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

※2 鉄の赤血球に関する機能は文末表現の整理による変更はなく、見直し原案と現行の文言が同じであるため「（参考）」の表では省略している。

味覚に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
味覚を正常に保つのを助ける栄養素	63.5	亜鉛	対応方針①

(参考)

栄養成分の機能表示の文言（現行）	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分
味覚を正常に保つのに必要な栄養素	70.0	亜鉛

※ 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」（消費者庁）において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

視力に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
暗所での視力を正常に保つのを助ける栄養素	61.5	ビタミンA	対応方針①

(参考)

栄養成分の機能表示の文言（現行）	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分
夜間の視力の維持を助ける栄養素	67.7	ビタミンA

※ 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」（消費者庁）において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

血液循環に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
血液循環を正常に保つのを助ける栄養素	68.3	マグネシウム	対応方針①

(参考)

栄養成分の機能表示の文言 (現行)	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分
多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素	44.2	マグネシウム

※ 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」(消費者庁)において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

胎児の発育に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
胎児の正常な発育を助ける栄養素	66.8	葉酸	対応方針①

(参考)

栄養成分の機能表示の文言 (現行)	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分
胎児の正常な発育に寄与する栄養素	61.2	葉酸

※ 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」(消費者庁)において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

エネルギー産生に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※1	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
エネルギーを作るのを助ける栄養素	72.2	銅、マグネシウム、ナイアシン※2、パントテン酸※2、ビタミンB ₁ 、ビタミンB ₂ ※2	対応方針①
たんぱく質からエネルギーを作るのを助ける栄養素	67.0	ビタミンB ₆	対応方針①

(参考)

栄養成分の機能表示の文言（現行）	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※1	対象となる成分
多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素	50.5	銅※3
たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素	47.9	ビタミンB ₆
炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素	47.3	ビタミンB ₁
多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素	44.2	マグネシウム

※1 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」（消費者庁）において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問いに対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

※2 ナイアシン、パントテン酸、ビタミンB₂のエネルギー産生に関する機能は新設の文言であり、現行にはない。

※3 銅の現行の「多くの体内酵素の正常な働き」に関する機能は、エネルギー産生以外の機能も含まれているが、ここでは本表に整理した。

皮膚や粘膜に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合（％）※ 1	対象となる成分	（事務局案） 対応方針①or ②
皮膚の健康維持を助ける栄養素	70.0	n-3系脂肪酸※2	対応方針①
皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素	65.7	亜鉛※2、ナイアシン※2、ビオチン※2、ビタミンA※2、ビタミンB ₂ ※2、ビタミンB ₆ ※3	対応方針①
皮膚や粘膜、骨、血管のコラーゲン合成を助ける栄養素	63.2	ビタミンC	対応方針①

（参考）

栄養成分の機能表示の文言（現行）	分かりやすいと回答した者の割合（％）※ 1	対象となる成分
皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素	49.8	ビタミンC
たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素	47.9	ビタミンB ₆
炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素	47.3	ビタミンB ₁ ※4
皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素	65.7	パントテン酸※4

- ※1 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」（消費者庁）において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問いに対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。
- ※2 n-3系脂肪酸、亜鉛、ナイアシン、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₂の皮膚に関する機能は文末表現の整理による変更はなく、見直し原案と現行の文言が同じであるため「（参考）」の表では省略している。
- ※3 ビタミンB₆の皮膚に関する機能は、現行では二つの機能を一文で表示されていたが、アンケートにおいては、それぞれの機能を分けて質問したため本表ではこの文言に整理している。
- ※4 ビタミンB₁、パントテン酸の皮膚に関する機能は、現行の機能表示の文言の根拠となり得る記載が日本人の食事摂取基準（2020年版及び2025年版）になく、参考文献等において根拠となる得る記載が複数確認できなかったため、見直し原案では削除することとした。

骨や歯の形成及びカルシウムやリンの吸収に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※1	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
骨や歯を作るのに必要な栄養素	84.2	カルシウム	対応方針①
骨を作るのを助ける栄養素	83.3	ビタミンD、ビタミンK ※2	対応方針①
骨や歯を作るのを助ける栄養素	82.9	マグネシウム	対応方針①
腸管でのカルシウムやリンの吸収を助ける栄養素	50.3	ビタミンD	対応方針②

(参考)

栄養成分の機能表示の文言（現行）	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※1	対象となる成分
骨や歯の形成に必要な栄養素	82.4	カルシウム、マグネシウム
腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素	61.7	ビタミンD
多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素	50.5	銅 ※3

※1 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」（消費者庁）において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

※2 ビタミンKの骨に関する機能は新設の文言であり、現行にはない。

※3 銅の骨の形成を助ける機能は、現行の機能表示の文言の根拠となり得る記載が日本人の食事摂取基準（2020年版及び2025年版）になく、参考文献等において根拠となる得る記載が複数確認できなかったため、見直し原案では削除することとした。

鉄の吸収に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※ 1	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
腸管での鉄の吸収を助ける栄養素	58.8	ビタミンC ※ 2	対応方針②

※ 1 令和 5 年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」(消費者庁)において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

※ 2 ビタミンCの鉄の吸収に関する機能は新設の文言であり、現行にはない。

血液凝固に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
血液凝固を正常に保つのを助ける栄養素	55.6	ビタミンK	対応方針②

(参考)

栄養成分の機能表示の文言（現行）	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分
正常な血液凝固能を維持する栄養素	57.7	ビタミンK

※ 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」（消費者庁）において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

たんぱく質や核酸の代謝に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
たんぱく質や核酸の代謝を助ける栄養素	49.3	亜鉛	対応方針②

(参考)

栄養成分の機能表示の文言（現行）	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分
たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素	44.5	亜鉛

※ 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」（消費者庁）において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

抗酸化作用に関する機能

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
抗酸化作用により、細胞を酸化障害から保護するのを助ける栄養素	38.8	ビタミンC、ビタミンE	対応方針②

(参考)

栄養成分の機能表示の文言 (現行)	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分
皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素	49.8	ビタミンC
抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素	45.1	ビタミンE

※ 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」(消費者庁)において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

第2回検討会において見直し原案の修正を検討するもの

栄養成分の機能表示の文言の見直し原案	分かりやすいと回答した者の割合 (%) ※	対象となる成分	(事務局案) 対応方針①or②
腸管での鉄の吸収を助ける栄養素	58.8	ビタミンC	対応方針②
血液凝固を正常に保つのを助ける栄養素	55.6	ビタミンK	対応方針②
腸管でのカルシウムやリンの吸収を助ける栄養素	50.3	ビタミンD	対応方針②
たんぱく質や核酸の代謝を助ける栄養素	49.3	亜鉛	対応方針②
抗酸化作用により、細胞を酸化障害から保護するのを助ける栄養素	38.8	ビタミンC、ビタミンE	対応方針②

※ 令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査」(消費者庁)において、「下記それぞれの説明文が分かりやすいと思いますか。」という問に対して、「とても分かりやすい」及び「分かりやすい」と回答した者の合計。

栄養機能食品における栄養成分の機能表示の文言の見直し案 1/2

栄養成分	栄養成分の機能	
	現行	見直し原案
n-3系脂肪酸	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素のひとつです。
亜鉛	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。 亜鉛は、味覚を正常に保つのを助ける栄養素のひとつです。 亜鉛は、たんぱく質や核酸の代謝を助ける栄養素です。
カリウム	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。	カリウムは、血圧を正常に保つのを助ける栄養素です。
カルシウム	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	カルシウムは、骨や歯を作るのに必要な栄養素のひとつです。
鉄	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素のひとつです。
銅	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	銅は、赤血球を作るのを助ける栄養素のひとつです。
マグネシウム	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	マグネシウムは、骨や歯を作るのに必要な栄養素のひとつです。 マグネシウムは、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。 マグネシウムは、血液循環を正常に保つのを助ける栄養素のひとつです。
ナイアシン	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ナイアシンは、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。 ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。
パントテン酸	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	パントテン酸は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。
ビオチン	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。

※ 赤字：第2回検討会で修正を検討するもの

栄養機能食品における栄養成分の機能表示の文言の見直し案 2/2

栄養成分	栄養成分の機能	
	現行	見直し原案
ビタミンA	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。 ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンAは、暗所での視力を正常に保つのを助ける栄養素です。 ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。
ビタミンB ₁	ビタミンB ₁ は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB ₁ は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。
ビタミンB ₂	ビタミンB ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB ₂ は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。 ビタミンB ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。
ビタミンB ₆	ビタミンB ₆ は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB ₆ は、たんぱく質からエネルギーを作るのを助ける栄養素です。 ビタミンB ₆ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。
ビタミンB ₁₂	ビタミンB ₁₂ は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	ビタミンB ₁₂ は、赤血球を作るのを助ける栄養素のひとつです。
ビタミンC	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	ビタミンCは、抗酸化作用により、細胞を酸化障害から保護するのを助ける栄養素のひとつです。 ビタミンCは、皮膚や粘膜、骨、血管のコラーゲン合成を助ける栄養素です。 ビタミンCは、腸管での鉄の吸収を助ける栄養素です。
ビタミンD	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	ビタミンDは、腸管でのカルシウムやリンの吸収を助ける栄養素です。 ビタミンDは、骨を作るのを助ける栄養素のひとつです。
ビタミンE	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンEは、抗酸化作用により、細胞を酸化障害から保護するのを助ける栄養素のひとつです。
ビタミンK	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	ビタミンKは、骨を作るのを助ける栄養素のひとつです。 ビタミンKは、血液凝固を正常に保つのを助ける栄養素です。
葉酸	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	葉酸は、赤血球を作るのを助ける栄養素のひとつです。 葉酸は、胎児の正常な発育を助ける栄養素です。

※ 赤字：第2回検討会で修正を検討するもの